

特定施設県産品申請等要項

第1 趣旨

事業者が特定施設での県産品の取扱いを希望する場合の手続き及び、選定結果の通知等についてこの要項を定める。

第2 申請方法

申請は以下の書類（原本）及び申請商品サンプル品を郵送または持参することにより行う。

サンプル品の提出については、工芸品は選定委員会開催日5日前まで、食品については、2日前までとし、提出日については、事務局より連絡する。

- ・特定施設県産品申請書（会社概要）（様式1）（様式集1ページ）
- ・特定施設県産品申請書（商品概要）（様式2）（様式集2ページ）
- ・申告書（様式3）（様式集3ページ）
- ・念書（様式4）（様式集3ページ）
- ・サンプル品

様式1～3の記入方法については（別紙1）（様式集4ページ）を参照してください。

第3 申請の受付先

事務局 〒960-8053

福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま1階

福島県観光物産館 特定施設県産品選定事務局

TEL：024-525-4031 FAX：024-536-3188

第4 選定結果

申請者に対して、下記のとおり通知をする。

- ・委員会の選定結果について（選定）
- ・委員会の選定結果について（否選定）

第5 取引条件

原則委託販売（消化仕入れ）とし、送料は取引先負担とする。

掛け率の目安は協議のうえ決定する。

第6 売上金精算方法

売上金の支払いは、当月末締め、翌月20日支払いとする。

附 則

この要項は、平成25年8月27日から施行する。

この改正要項は、平成30年4月1日から施行する。